

## 連載 情報システムの本質に迫る

### 第 162 回 日本学術会議会員の任命拒否問題—670 の学会・団体等が抗議声明

芳賀 正憲

日本経済新聞 11 月 21 日朝刊のコラムで、興味深い提案がなされています。デジタル庁でマイナンバーを基礎として新しい社会のためのデジタルインフラをつくり、国民の属性、就業、支出、病歴などを把握する。このインフラをベースに企業が事業を営むことで、付加価値生産性が飛躍的に向上する。教育、医療の多くが自宅で完結し、個人の多様なニーズに対応をしてくれる。徴税も公平に行われる。

一方このインフラには、政府がデータを不当に用い、企業や個人の活動を統制し、独裁政治に向かう危険性がある。マイナンバーへの不信感はここから生じている。

対策として、政府のデータ集積と処理を監視し、悪用を防ぎ、透明性を高めるための、司法権以上の独立性をもった機関を創設し、第四の権利、情報権を確立する。最高責任者は、国民が選挙で選ぶ。

建前としては、非常に優れた提案です。本来このような進め方がなされるべきでしょう。しかし公共機関の独立性は、行政権者の恣意的な発想や行動によって、いくらでも骨抜きにされる危うさをもっています。それが現実化したのが、安倍・菅政権です。

この政権下では、人事院、公正取引委員会、内閣法制局など、政権から独立して業務を執行しなければならない機関が、人事等を通じて政権のコントロール下におかれてきました。

そのような恣意的な行政を行なう政権は、次の選挙で倒せばよいのであって、民意で選ばれた以上、自らの考えで行政権を行使することは当然だと説く人がいます。しかし、この意見は、民意がいかにかマスメディアによって動かされやすいかということを見失っています。恣意的な政権は、このことを理解しており、NHKをはじめとするマスメディアも人事等を通じて支配下におき、政権に批判的な報道を封じ込めます。

この結果が非常に分かりやすい形で表れたのが、11月に行なわれた時事通信の世論調査結果です。

「新型コロナウイルス感染拡大をめぐる政府の取り組みについて聞いたところ、「評価する」が 43.5%で、「評価しない」の 32.9%を上回った。「どちらとも言えない・分からない」は 23.6%だった。」

新型コロナウイルスへの対応は、安保法制や経済体制などの問題に比べて、はるかに本質モデルに到達しやすいテーマです。しかし日本政府は、最初の感染者の出た今年の 1 月から現在に至るまで、本質モデルを認識せず、的はずれの対策をとってきました。

第1波、第2波を上まわる感染拡大の兆候が見えた11月の世論調査で、「評価する」が43.5%、「評価しない」が32.9%というのは信じられない数値です。

テレビの報道を視ると、キャスターもコメンテーターたちも、ほとんどこの問題の本質を理解していません。政府は経済と感染防止との両立を図るため、ぎりぎりのところでよくやっている、などとコメントしています。政府のコロナ対策の問題点を指摘できている人は、きわめて少数です。報道番組のこのような状況が、世論の形成に影響しているとしたら恐ろしいことです。

米国の大統領選挙でバイデン氏がトランプ氏をおさえ、当選確実となりました。4年前トランプ氏が大統領になったとき、post-truth 政権ができたと言われましたが、4年で終焉を迎えました。一方日本では、トランプ氏より4年早く post-truth 政権が成立、8年継続した上、さらに後任に引き継がれています。

このちがいは、どこにあるのでしょうか。原因として、マスメディアの姿勢のちがいが考えられます。

マスメディアの使命は、truth を追及して、これを広く市民に伝えることです。米国の主要なマスメディアは、多くがトランプ氏と対峙、当然トランプ氏から非難されますが、ものともせず、ファクトチェックを行ない、例えば大統領選挙期間中のトランプ氏の、92の発言のうち、「事実」と判定されるのは、わずかに3件であり、22件は、事実に関し重大な誤りや明白な矛盾がある、または、統計などを悪用している、59件は、大うそ、でたらめであると、堂々と発表しています。

ここまでできるマスメディアは、日本にほとんどありません。森友・加計問題が起きたとき、NHKでは、現場の記者が重要な事実をつかんでも、それが政権の不幸事なら書き換えや隠ぺいが行われました。万一事実が電波にのってしまったら、取材した記者の上司が、さらにその上のNHK幹部から激怒されました。

日本の場合、米国と対比して、マスメディアの劣化が post-truth 政権を長引かせていると考えられます。

社会において、マスメディアとともに truth 追及の役割を担っているのが、学問システムです。日本学術会議会員の任命拒否問題は、菅政権がこの学問システムもコントロール下におこうとして起こしたものです。

独立した機関である日本学術会議を政権がコントロールしようとするのは、違法行為です。10月26日、NHKのニュースウォッチ9で菅首相が語った言葉は、首相のこの問題に対する考え方の違法性をよく表していて、SNSで拡散されました。

NHKのキャスターは決して厳しい質問をしたわけではなく、「説明してほしいという国民の声がある」と伝えただけです。これに対して首相は「説明できることと、できな

いことがある」「105人学術会議が推薦してきたのを、政府が今追認しろと言われている」と、あたかも不当なことであるかのように、憤りをあらわにしました。しかし、この発言は、首相の誤りです。現在の法律では、学術会議の会員は、学術会議で推薦し、首相が追認することになっています。

次に首相は、会員は「民間の人とか、若い人とか、あるいは地方の大学とか、その中からまんべんなく私は選んでほしいと思っている」「現在は現職の会員が推薦できる仕組みになっている。はたしてそれでよいのか」と自分の思いを述べました。これも首相のまちがいです。会員の候補者は、日本学術会議が、優れた研究又は業績がある科学者のうちから選考するように法律で定められていて、首相の思いが反映可能な仕組みになっていません。それを行なうと、首相が好みの学者を任命し、自分に批判的な学者を排除するなど、学術会議の独立性が損なわれるからです。

上述したようにNHKのキャスターは説明を求めただけであり、首相の説明の違法性に対しても追及をしない穏やかなものでしたが、首相にとって、この問題で説明を求められたことが、よほどいやだったのでしょう。

翌日、内閣広報官からNHKにクレームの電話が来ました。「総理、怒っていますよ」「あんなに突っ込むなんて、事前の打ち合わせと違う。どうかと思います」（11月15日週刊現代）。この電話は、官邸とNHKの関係を、よく表しています。

首相は国会で追及を受け、日本学術会議会員の任命拒否は合法であることを、内閣法制局で確認していると述べました。しかし、法の番人と言われている法制局は、すでに政権のコントロール下にあるのですから、いくら法制局が認めても、少しも信頼がおけません。

実際に多くの法律の専門家が、今回の任命拒否が違法であることを指摘しています。

政権は、この問題に憲法をもち出してきて、憲法が国民主権を定めていること、憲法15条が「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である」ことなどから、国会を基礎に選出された内閣総理大臣が国民の意思を体現して公務員である学術会議会員の任命権をもつのは当然と主張しています。

法学博士の大浜啓吉氏は、岩波書店発行の雑誌『科学』に、「市民社会と法」の連載をされていますが、12月号（第54回）で「学術会議問題の考え方」を10ページにわたって書かれています。その中で、「国民主権」や「国民固有の権利」の文言から、直截に総理大臣が具体的な権限を付与されることはあり得ない。総理大臣（行政機関）が具体的な権限を行使するには、常に法律の明文の根拠が必要である、と述べられています。

また大浜氏は「内閣総理大臣の任命権は羈束（きそく）（裁量権のない）行為である。憲法6条1項は「天皇は、国会の指名に基づいて内閣総理大臣を任命する」と規定しているが、ここでいう「に基づいて」は、天皇の任命は国会の指名に羈束されるのであつ

て、天皇には聊かの裁量権もない。これと同様に、学術会議の「推薦」は、内閣総理大臣の任命権を羈束するのであって、内閣総理大臣には形式的任命の権限があるだけと解釈されなければならない」と記されています。

任命拒否が違法であることに、疑問の余地はありません。一刻も早い撤回の判断が求められます。

日本学術会議会員の任命拒否に対しては、11月1日までに、実に670の学会・協会、大学・大学人、各種団体、映画・演劇人、作家・ジャーナリストなど広範囲の組織や人々から抗議声明が出されました。

声明には各学会等のもつ知見が活かされていますが、その中で、慶應大学教授・藤谷道夫氏の執筆されたイタリア学会による声明も注目されました。

声明は、次のとおりです。

「日本学術会議が推薦した第25期会員候補者105名のうち、6名が菅総理によって任命されなかったことについて、明確な理由説明はなく、説明の要求を拒めることは学問の自由の理念に反すると同時に、民主主義に敵対するものであり、これに断固として異議を唱えます。《説明しないこと》こそが民主主義に反する権力の行使（国民に対する暴力）であり、主権者である国民に説明責任を果たすことが民主主義の基本だからです。情報公開の制度は古代ローマの時代イタリアの地で芽生えました。イタリア学会としてこれを看過することはできません。必ず説明責任が果たされることをイタリア学会の総意として要望致します。」

以下、声明の理由を述べた本文の中で、厳しい指摘がなされています。

「菅首相は憲法23条が保障している「学問の自由」の意味を理解していない。「学問の自由の保障とは、学者が学問的良心に従って行なった言動の評価は、まずは学者どうしの討論に委ね、最終的には歴史の判断に委ねるべきであり、間違っても《時の権力者》が介入すべきではない、ということである。」（小林節慶應義塾大学法学部名誉教授）権力が学問世界に介入する事例は西洋史に無数に見出される。1632年ガリレオ・ガリレイが『天文対話』を完成させた時、ローマ教会は検閲を行ない、教皇ウルバーヌス8世とイエズス会士はこれに激怒し、同書を禁書にした。ガリレオはローマの異端審問所で証言するよう出廷を命じられ、翌年、6ヶ月にわたる裁判を受けさせられた。ガリレオは自分の誤りを認めさせられ、異端審問官の前で研究を放棄するよう宣誓させられた。そしてフィレンツェ近郊で残りの9年の生涯を軟禁状態で過ごすことになる。教会の決定に疑義を挟むことなどあってはならず、時の権力に反する主張は時の権力の判断によって封殺された。」

また、次のようにも書かれています。

「たかが 6 人が任命されなかっただけで、ガリレオを持ち出すのは大げさであり、学者はそうした政治的な喧噪から離れて研究をしていれば、好いではないかと思う人がいるかもしれない。ましてや一部の学者の話であり、自分たちには何の関係もないと思っているかも知れない。しかし、問題の本質は、時の権力が「何が正しく、何が間違っているかを決めている」点において、ガリレオ裁判と変わらない。科学分野の基礎研究の予算は削られ続ける一方で、軍事研究には潤沢な傾斜配分がなされる今の日本にあって、また軍事研究に手を染めない学術会議の方針を苦々しく思う自民党政権においては、杞憂で終わらないことを心得ておく必要がある。」

声明は、イタリア学会のウェブサイトで全文を読むことができます。また、このサイトには、「もっと詳しく知りたい方のために」と題して、任命拒否問題に関して、「イタリア学の勧め」（学術会議の任命拒否問題にも、イタリア的な視点から光を当てることで、多くの知見が得られます）「学術会議の任命拒否問題は問題ではない？」「ファクトチェック」「なぜ任命拒否が学問の侵害に繋がるのか」「学術会議と国家の関係」「学問と権力の関係」「民主主義の根底にある法治主義の破壊」「国家と市民の関係」等について書かれた 8 ページの資料が載せられていて、啓発されます。

30 年以上前、“Japan as Number One: Lessons for America” と讃えられた日本の国際競争力は、今や世界 34 位にまで凋落しました。民主的な国の形が破壊されていくのをこれ以上看過することはできません。情報システム学会もその知見を活かし、総力を挙げて日本社会の調和のとれた発展に貢献していきましょう。

連載では、情報と情報システムの本質に関わるトピックを取り上げていきます。皆様からも、ご意見を頂ければ幸いです。